

「かながわスポーツ・プラットフォーム」設置要領

(目的)

第1条 スポーツを通じて、地域活性化や共生社会の実現などの社会的な課題を解決し、豊かな社会を形成するため、スポーツを通じた社会的な課題解決に取り組む自治体、企業、スポーツ関係団体などが情報を共有し、連携する場として、「かながわスポーツ・プラットフォーム」（以下、「プラットフォーム」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 本プラットフォームの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 会員向け意見交換会、交流会、セミナー等の開催
- (2) スポーツを通じた社会的な課題の解決に向けた取組の情報共有、情報発信
- (3) その他、本プラットフォームの目的を達するために必要な活動

2 本プラットフォームは、必要に応じてテーマごとに部会を設置することができる。なお、部会の設置は、本要領に準じて行うものとし、その他の必要な事項は、事務局が決定する。

(会員)

第3条 会員の対象は、本県におけるスポーツを通じた社会的な課題解決に取り組む、または関心のある自治体、企業、プロスポーツチーム、アスリート、スポーツ関係団体、大学等とする。

2 会員は、本要領に定めるもののほか、会費、その他の負担及び義務を負わない。

3 会員は、本プラットフォームを通じて得た他の会員に係る情報等を当該会員の同意なく他の者に漏洩してはならない。なお、退会後も同様とする。

(入会申込み及び登録)

第4条 会員の入会申込み及び登録の方法等は、次のとおりとする。

- (1) 会員登録の申し込みは、入会申込書（様式1）に必要事項を記入し、事務局へ e-kanagawa 電子申請により送付する。
- (2) 事務局は、提出された入会申込書について内容を確認した上で、会員として登録し、後日申込者に通知する。
- (3) 事務局は、登録した団体名等について、県のホームページ等で公開する。
- (4) 入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員は、遅滞なく変更届（様式2）を事務局に提出しなければならない。

(退会)

第5条 会員は、退会届（様式3）を事務局に e-kanagawa 電子申請で送付することにより、本プラットフォームを退会することができる。

(登録抹消)

第6条 会員が次の事項のいずれかに該当するときは、事務局において登録を抹消することができる。

- (1) 本要領に違反又は本プラットフォームの信用を著しく害したとき
- (2) 解散又は営業を停止したとき
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (4) その他本プラットフォームの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(事務局)

第7条 本プラットフォームの事務局は、神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課に置く。

(その他)

第8条 本運営要領に定めるもののほか、本プラットフォームの運営に関し必要な事項は、事務局が決定する。

附 則

本要領は、令和5年8月16日から施行する。

附 則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。